令和８年度　第６回春日市教育委員会定例会　議事録

１　開会及び閉会に関する事項

(1)　日　　時　　令和８年９月２９日（火）
　　開会　午前９時３０分
　　閉会　午前１０時１０分

(2)　場　　所　　春日市役所　４０６会議室

２　出席者の氏名

教　育　長	山　﨑　明　彦
教育委員	安　本　誠　一
教育委員	黒　岩　眞理子
教育委員	足　達　好　子
教育委員	奥　田　大　輔

（事務局）

教　育　部　長	武　末　竜　久
教育総務課長	小　嶋　健　朗
学校教育課長	髙　木　隆太郎
地域教育課長	濵　田　佳寿美
教育総務課統括係長	大　塚　　寛
教育総務課主任	江　藤　太　志

３　欠席者の氏名

４　議事の大要

別　　紙

○山﨑教育長
ただいまから令８年度第６回春日市教育委員会会議を始めます。
本日の議事は、お手元に配付しております通りでございます。

【第１　会議録署名委員の指名】
○山﨑教育長
まず初めに、会議録署名委員の指名を行います。黒岩委員を指名いたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

○山﨑教育長
次に、議案の付議事項でございますが、事務局報告事項　イ　いじめ重大事態の発生については、「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項」に該当するため、春日市教育委員会会議公開規則第４条の規定に基づき、非公開としたいと思います。
それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。事務局報告事項　イ　いじめ重大事態の発生について、非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山﨑教育長
全員賛成により、事務局報告事項　イ　いじめ重大事態の発生については非公開といたします。

【第２　議案】
(1) 第 16 号議案　春日市就学援助規則及び春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

○山﨑教育長
それでは、第 16 号議案　春日市就学援助規則及び春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いいたします。

○髙木学校教育課長
それでは２ページをご覧ください。第 16 号議案春日市就学援助規則及び春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。
提案理由については、行政不服審査法に基づく審査庁の適正化を図るため、先般の規則改正により教育長に委任された事務に係る処分の審査庁が教育長と明確化されたことに伴い、関係様式中の教示文における審査庁の表示を「春日市教育委員会教育長」に改める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。
３ページをお願いします。提案理由のとおり教示が掲載された様式について、教示文中、教育委員会から教育長に委任された事務に関する審査請求の審査庁、審査請求先を教育長に改める改め文になっております。具体的には、改正する様式がですね、5 ページ以降に、提示されているんですけれども、改正する様式が春日市就学援助規則の様式第 3 号から第 5 号、春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の様式が第 2 号から第 4 号、それぞれですね、認定通知書、却下通知書、廃止通知書になります。具体的な改正箇所は、それぞれの様式の中の教示の（1）について、審査請求の先を春日市教育委員会から春日市教育委員会教育長に改めるもので、赤字で教育長が挿入されているのがお分かりいただけるかと思います。
教育委員会から教育長に委任された事務について、教育長が行政処分を行った場合、その処分に対する審査請求は原則として教育長に対して行うことになります。
これは前回、教育委員会議で教育総務課長からご説明したと思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項は教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任することを認めています。一方、現行の教育委員会制度においては、教育委員会は教育長に対する上級行政庁とは解されておりません。このため、教育長が委任を受けた事務について処分を行った場合、当該処分について上級行政庁がないことから、行政不服審査法第 4 条第 1 号の規定により、処分庁である教育長が審査長となるということになります。以上で第 16 号議案の説明を終わります。

〇山﨑教育長
ありがとうございました。ただいま説明のありました議案について、審議をいたします。質疑はございますか。
よろしいでしょうか。それでは、第16号議案　春日市就学援助規則及び春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定についてただいまより採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

〇山﨑教育長
全員賛成でございます。よって、第16号議案　春日市就学援助規則及び春日市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第17号議案　学校長への事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示の制定について

〇山﨑教育長
それでは、第17号議案　学校長への事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示の制定について事務局から説明をお願いいたします。

〇髙木学校教育課長
それでは12ページをお願いします。第17号議案、学校長への事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示の制定についてでございます。
提案理由につきましては、校長及び教頭がともに不在の場合における学校の支出負担行為及び支出命令の処理について、明確な根拠規定が存在していなかったことから、事務処理の適正化を図るため、「学校長への事務の委任等に関する規程」に代決規定及び特例規定を追加するほか、軽微な文言の整理を行い、所要の改正を行う必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。
14ページ15ページのですね、新旧対照表の方をご覧ください。14ページをお願いします。
今回の改正は主に年度末の人事異動により、学校長と教頭がともに不在になった場合の学校予算に係る事務処理を適正化するためのものでございます。現在、学校長には教育長から学校予算に係る一定の支出負担行為及び支出命令の権限が委任されております。通常、学校長が不在の場合は、これまで明確な規定がなかったため、今回、副校長または教頭が代決できることを新たに規定いたします。
該当箇所は14ページの右下、代決第2条の2でございます。こちらを新規に、規定しております。一方、年度末の人事異動などにより、学校長と教頭がともに不在となることがあります。こういった場合にも代決者が不在となるため、学校教育課長が当該事務処理を処理できる特例を設けるものでございます。特に年度末には学校長や教頭の異動と新年度の新しい校長、教頭の着任との間に支払い事務を処理する必要が生じる場合があります。この場合に支出負担行為や支出命令を滞らせることがないよう、あらかじめ処理するものを規程上明確にする趣旨です。該当場所は15ページの中ほどでございます。第2条の3学校長及び副校長不在時の特例、こちらを新規に規定するものでございます。以上で第17号議案の説明を終わります。

〇山﨑教育長
ありがとうございました。ただいま説明のありました議案について、審議をいたします。質疑はございますか。

〇黒岩委員
以前から疑問に思っていた点について伺いたい。資料の記載内容というより文言についてだが、法令上の正式名称は「校長」であり、関連資料等でもすべて「校長」と表記されている。
一方で、一般的に使われる「学校長」という表現は法令用語ではなく慣用的な表現であると認識しているが、あえて「学校長」としている、あるいは使い分けている理由について、どのように考えられているのかお尋ねしたい。

〇髙木学校教育課長

今回の修正は軽微なものとして理由に挙げておりますが、これまで「学校長」と表記していたものと「校長」と表記していたものが混在しておりました。今回はそれらを「学校長」の表記に合わせて整備しているものでございます。
基本的に「校長」と「学校長」の位置付けについては、今回厳密には確認を行っておりませんが、同一の例規の中でここだけが「校長」となっていたため、「学校長」のほうに合わせて統一したという趣旨でございます。
なお、どちらが正しい表現であるかにつきましては、こちらでも一度検証させていただきたいと考えております。

〇安本委員
春日市でこの副校長を置いてる学校っていうのは、現在どういう状況ですか。

〇髙木学校教育課長
副校長は置いていません。

〇山﨑教育長
よろしいでしょうか。それでは、第17号議案　学校長への事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示の制定について　ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

〇山﨑教育長
全員賛成でございます。よって、第17号議案　学校長への事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示の制定について全員賛成をもって可決いたしました。

【３　報告事項】
(1)教育長報告
〇山﨑教育長
次に報告事項でございます。報告というよりも、お願いでございます。いよいよ10月2日から、
教育長学校訪問が行われます。授業訪問でございます。
本年度については、すべての学校で、今春日市の小中学校で一斉に行っている「いじめゼロプロジェクト」に関する道徳の授業や、学級活動の授業が中心になると考えております。そこで、委員の皆様方にお願いなのは、後程、検討会が授業公開の後にあると思いますが、昨年度までは主に指導主事が話をすることが多かったと思いますが、ぜひですね、どんな小さなことでも結構ですので気づいたことでもございましたらご意見をいただければ大変ありがたいなと考えておるところでございます。
もう1点は、この「いじめゼロプロジェクト」に関してですね、報道機関からの取材の依頼が参りました。
教育委員会としては、前向きな報道ということを1つ条件として、いじめの実態をどろどろとあからさまに出すのではなくて、いじめゼロを目指して、春日市内すべての小中学校でコミュニティスクールの仕組みを使いながら、取り組んでいるんだよというところで報道していただきたいというところで、OKを出しておるところでございます。
おそらく10月、11月、12月の前半までいろんなところで取材を行ってですね、12月の放映を目標にしておるということを聞いておりますので、またその都度、計画等についてはご報告をさしていただきたいなと思っております。

ただいま報告いたしました件について、委員の皆さまから御質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

(2)教育委員報告　なし

(3)事務局報告
〇山﨑教育長
それでは、次に（3）事務局報告です。ア　令和8年度第3回社会教育委員の会議について

事務局から報告をお願いいたします。

〇濵田地域教育課長

資料の16ページをお願いいたします。8月20日に開催した第3回社会教育委員の会議についてのご報告をいたします。研修に参加した各委員による社会教育委員新任者研修会、筑紫地区社会教育委員連絡協議会の研修内容の内容等の報告と、それから各委員が実施している社会教育に関する活動についての報告と情報共有。それから、今年度は筑紫地区社会教育委員連絡協議会の当番市となっておりまして、12月に当市で開催する令和8年度筑紫地区社会教育委員研究研修会についての事務局からの開催要項の案についての説明を行いました。報告は以上です。

〇山﨑教育長

ありがとうございました。ただいま報告されました件について、各委員さんの御質問等はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、イ　いじめ重大事態の発生については非公開事項でございますので、公開事項が終了後、傍聴人の方が退席された後に報告をお願いします。

続きまして、ウ　令和8年度春日市一般会計補正予算について（9月補正:教育費関連）事務局から報告をお願いいたします。

〇小嶋教育総務課長

それでは17ページをご覧ください。令和8年度春日市一般会計補正予算集計表9月補正、教育費関連についてご説明いたします。本件につきましては、7月24日の教育委員会会議においてご説明しました歳入歳出の補正予算案が9月議会で可決されましたのでご報告いたします。

なお、説明しました予算案から1件変更がございます。歳出の欄、その中で担当課の欄が人事課と記載がある予算については、7月24日の教育委員会会議以降、全庁的な補正予算の編成を進める中で、今回の補正額に変動が生じたものでございます。この調整により、教育委員会、全般の予算や各事業に影響が出ることはございません。説明は以上でございます。

〇山﨑教育長

ありがとうございました。ただいま報告されました件について、各委員さんの御質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。続きまして、エ　春日市議会（9月議会）における一般質問について事務局から報告をお願いいたします。

〇小嶋教育総務課長

それでは21ページをご覧ください。今回、5人の市議会議員から5項目の質問をお受けしております。質問及び回答の内容につきましては資料に記載のとおりでございます。ご確認のほどよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

〇山﨑教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんの御質問等はございませんか。

〇安本委員

関連して、資料を拝見する中で、近年AIに関する話題が多く取り上げられるようになっていると感じる。例えば、先日テレビの特集（NHK）で、東京都内の小学校等におけるAI活用の取り組みを拝見した。本市においても、今後AIを導入・活用していくにあたり、教員向けのAI研修などの今後の実施計画についてどのようになっているかお伺いしたい。私自身、大学での指導においてAI活用に苦慮している現状があるため、小学校現場での展開方法について気になるところである。

もし具体的な計画があれば、その内容について教えていただきたい。

〇小嶋教育総務課長

現在、生成AIパイロット校事業に手を挙げており、その中で全国的な研修にも参加をしております。中村学園大学の教授にお越しいただき、校内研修や実際の授業等を見ていただいた上でフィード

バックをいただいているところです。そこで得られた成果を、今年度は全市内の小・中学校に広げていくという取り組みを進めているところでございます。

〇山﨑教育長
　あわせて、現時点の予定でございますが、春日市と那珂川市にございます福岡女子商業高等学校と年度内に包括連携協定を締結する予定で進めております。あちらにはAIのプロフェッショナルが数名おられ、すでに事務職の職員などはその方々からの研修を受けております。
　今後は学校現場にも入っていただき、さまざまな研修を行っていきたいと考えております。
　また、筑紫地区の教育研究所に関することですが、春日市の中学校から派遣された教員が研修生として現在2年間の予定で通っており、現在は1年目でございます。その研究テーマが「AIを活用した学習指導法」となっておりますので、その成果がまとまりましたら、それを春日市全体に広げていくという流れを作っていきたいと考えております。

〇安本委員
　新しいことが次々と教育現場に入ってきており、先生方の負担も大きいのではないかと、先日テレビの特集を拝見しながら感じたところでございます。先生方が無理をされないようにお願いしたいと思っております。

〇山﨑教育長
　意外と若い先生方はついていけるのですが、50代後半の世代が少し厳しい状況にあります。これは春日市に限ったことではございませんが。

　他に御質問等はございませんか。

(4)主要行事報告　補足説明なし

【第４　調整事項】
(1) １０月定例教育委員会議の日程について
　　令和８年１０月１９日（月）　午前９時　決定

(2) １０月定例教育委員会議の日程について
　　実施予定なし

(3) １１月教育委員懇談会の日程について
　　令和８年１１月１６日（月）　午前１０時３０分　決定

(4) １１月教育委員懇談会の日程について
　　実施予定なし

〇山﨑教育長
　以上で本日の議事のすべてを終了いたしました。本日の教育委員会議、これにて閉会をいたします。ありがとうございました。